



学校生活について（生徒指導部）

1 生徒心得

(1) 規 律

- ① 登校は午前8時40分までに、下校は午後5時30分。所定の下校時間以後、校内に居残る必要のある場合は、関係教員の許可を得ること。
- ② 始業時間から放課になるまでは許可なく外出をしてはならない。
- ③ 放課以前には顧問の許可なくして部室を使用してはならない。
- ④ 自習は、その教科の教室で静粛に行うこと。
- ⑤ 外泊は必ず家庭の承諾を得ること。登山、キャンプ、海水浴、旅行等で集団的に外泊をする場合は、~~学校の許可を得ること。~~
- ⑥ 飲酒、喫煙、パチンコ等に入出入りするなど不健全な生活に陥ってはならない。
- ⑦ 生徒総会、儀式、講演など各種会合の際は、私語を慎み、会合の目的達成に協力すること。
- ⑧ 休暇中は、学習と健康増進に計画性をもたせ、生活が不規則にならないように努めること。

(2) 礼 儀

- ① 教師との心のつながりを図り、明朗にして、節度のある態度、行動をとること。
- ② 学校相互の交際は品位を保ち、来客に対しては礼を失わない態度で接すること。
- ③ はつらつとした気風の中にも礼儀をわきまえ、他人に迷惑をかけないよう務めるとともに正しいことは勇気をもって行うよう心がけること。

(3) 清掃管理

- ① 清掃は、各分担区は責任をもって行い、下校時には戸締まりに十分注意すること。
- ② 校舎、校具はこれを愛護し毀損せぬよう注意すること。毀損した場合は必ず届け出て、その実費を弁償すること。
- ③ 所持品には氏名を明記し、貴重品は身につけ盗難紛失を避けるよう各自注意すること。万一盗難のあった場合は遺失物係及びホーム主任に届けること。
- ④ ゴミ等の後始末は、必ず自分の責任において行い、環境美化に配慮すること。
- ⑤ 缶・瓶類の校内持ち込みは禁止する。

(4) 諸 届

- ① 住所の移転、保護者、保証人の移転、災難、不幸等があった場合は直ちに届けること。
- ② 緊急やむを得ない理由により校外に外出する時は、ホーム主任に届け出て外出許可を得ること。
- ③ アルバイトをする場合は「アルバイト届」を生徒指導部に提出し許可を得ること。

- ④ 運転免許を取得する場合は「運転免許取得願い」を生徒指導部に提出し許可を得ること。※要面談
- ⑤ バイク通学を希望する場合は「バイク通学許可願い」を生徒指導部に提出し許可を得ること。※要面談

2 服装規定

<制服>

男子 冬服スタイル（3頁参照）

夏服スタイル（3頁参照）

制服アイテム（4頁参照）

女子 冬服スタイル（5頁参照）

夏服スタイル（5頁参照）

制服アイテム（6頁参照）

<頭髪>

男子 髪の長さはおおむね前は眉、横は耳、後ろは襟にかからない程度とする。

女子 髪の長さはおおむね肩にかからない程度を原則とし、肩にかかる場合は編むか結ぶようにする。また、前髪をおろす場合は眉程度とする。

※ 男女とも、パーマ、カール、エクステ、毛染め、脱色は禁止する。

<その他>

- ① 防寒着 → 華美でないもの。
- ② セーター・ベスト → 指定以外は禁止。
- ③ ストッキング・タイツ → 冬季（肌色、黒の無地）
※肌色の場合は黒のソックスを着用のこと。
ソックス → 男子は白・黒・紺（式典は黒色）、女子は無地の黒（ワンポイント可）。
- ④ カフスポタン、サスペンダー、指輪、ピアス（透明も含む）、イヤリング、マニキュア、ネックレス、ペンダント、カラーコンタクト等装飾品は禁止する。
- ⑤ マフラー、手袋、レインシューズ、レインコート、日傘、雨傘、帽子（夏）等は特に型、色の指定はしないが、あまり華美にはならず、~~学生らしい~~ものとする。ショールは禁止する。
- ⑥ 通学用のカバンは特に規定しないが、~~学生らしく~~通学に安全なものとする。

男子 制服着こなしパターン

冬服スタイル

- ブレザー: ボルドー
- カッターシャツ: 白
左袖に校名刺繍
- スラックス:
グレー×エンジミニチェック
- ネクタイ:
エンジ×イエローストライプ
- ベルト: 黒



ネクタイを
きちんと着用すること

履き禁止!

裾が床に届かない
ように着用すること

合服スタイル

- カッターシャツ: 白
左袖に校名刺繍
- スラックス:
グレー×エンジミニチェック
- ネクタイ:
エンジ×イエローストライプ
- セーター: 黒
- ベスト: 黒
- ベルト: 黒



夏服スタイル

- ポロシャツ: 白
- スラックス:
グレー×エンジミニチェック
- ベルト: 黒



ボタンをきちんと
留めること

履き禁止!

裾が床に届かない
ように着用すること

靴・ソックス

- 靴: 黒の革靴

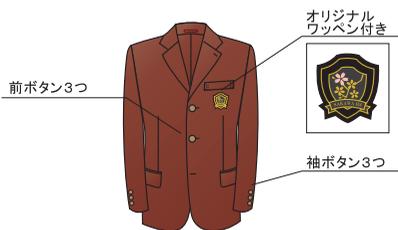


- ソックス: 無地の黒
(ワンポイントは可)

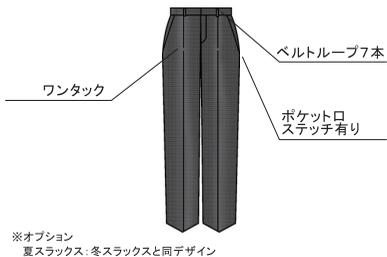


男子 制服アイテム

ブレザー



スラックス



長袖カッターシャツ



ポロシャツ



ベスト



セーター



ネクタイ



女子 制服着こなしパターン

冬服スタイル

- ブレザー: ボルドー
 - カッターシャツ: 白
左袖に校名刺繍
 - スカート:
エンジベースのタータンチェック
 - リボン:
エンジ×イエローストライプ
- ※オプション
ネクタイ: リボンと同柄



リボンは必ず
着用すること

折り曲げ、丈詰め
禁止!

スカートの裾ラインが
股中心を基本とし、
股頭真上ちょうどを上限、
股下ちょうどを下限とする

合服スタイル

- カッターシャツ: 白
左袖に校名刺繍
- スカート:
エンジベースのタータンチェック
- リボン:
エンジ×イエローストライプ
- セーター: 黒
- ベスト: 黒



夏服正装スタイル

- 半袖セーラーブラウス: 白
- スカート:
エンジベースのタータンチェック
- リボン:
エンジ×イエローストライプ



リボンは必ず
着用すること

折り曲げ、丈詰め
禁止!

スカートの裾ラインが
股頭の真ん中に
くるように

夏服オプションスタイル

- ポロシャツ: 白
- スカート:
エンジベースのタータンチェック



靴・ソックス

- 靴
黒の革靴
- ソックス
無地の黒
(ワンポイントは可)



女子 制服アイテム

ブレザー	スカート
 <p>前ボタン3つ</p> <p>オリジナルワッペン付き</p>  <p>袖ボタン3つ</p>	 <p>18車壁</p> <p>アジャスター付き</p> <p>イニシャル刺繍</p>  <p>※オプション 夏スカート：冬スカートと同デザイン</p>
長袖カッターシャツ	半袖セーラーブラウス
 <p>校名刺繍</p> 	<p>エンジのセーラーライン</p>  <p>校名刺繍</p>  <p>前ボタン5つ</p>
ベスト	セーター
 <p>校名刺繍</p> 	 <p>校名刺繍</p> 
リボン	オプション ポロシャツ／ネクタイ
 <p>校章刺繍</p> 	<p>エンジの生地に白のテープ付き</p>  <p>校名刺繍</p>  <p>第一ボタンなしの前ボタン1つ</p>  <p>校章刺繍</p> 

3 携帯電話について

- (1) 学校における教育活動に直接必要のない物であることから、学校（敷地内）での使用を原則禁止する。ただし、教員の許可を得た場合は、使用を認める。
- (2) 学校に持参した場合は、必ず電源を切りバッグの中に入れ、身に付けない。
※ ゲーム機器についても学校に持参しない。
- (3) 携帯電話を手を持ったたり、着信音が鳴るなどの違反が認められた場合は、指導の対象となる。
※ 定期試験中に携帯電話を身に付けていたり、机の中に置いていたりした場合、不正行為とみなされます。
- (4) 指導は生徒指導部中心に行う。
以下のような段階的な指導を行う。
 - 1 回目→生徒指導部・ホーム主任注意、反省文提出。
 - 2 回目→生徒部長嚴重注意、反省文提出。
 - 3 回目→保護者を召喚し、校長訓戒（管理職）、反省文提出。
 - 4 回目→状況により検討して指導を行う。（謹慎指導を含む）

4 自転車通学

- (1) 自転車で通学する場合は、必ず許可を受け、指定のステッカーを貼る。
- (2) 通学自転車は、生徒用の駐輪場に整理して置く。
- (3) 夜間の無灯火、並列運転、二人乗り、傘さし運転など他人に迷惑になる乗り方はせず、交通ルールやマナーを守る。

5 運転免許

運転免許を取得する場合は、長期休業中とし、保護者承認のもと運転免許取得願いを提出し許可を受けなければならない。（無断取得は謹慎指導対象）

- (1) 保護者より申請のあった生徒で、三者面談終了後、原動付自転車（排気量50cc未満）の運転免許取得を許可する。
- (2) 四輪運転免許の自動車学校への入校は第3学年2学期期末考査終了後を原則とする。
- (3) 就職希望者については、第3学年2学期中間考査終了後を目処に自動車学校へ入校を認める。
- (4) 免許センターへの受験は、卒業式後を原則とするが、特別な事情がある場合は、管理職面談後、許可する場合もある。（誓約書提出）

6 原付バイク通学

- (1) 保護者の承諾と申し出が必ずあること。（バイク通学許可願いを提出）
- (2) 本人（生徒）と保護者は管理職との話し合いをもつこと。（意思確認）

(3) 地理的な条件

- ① 通学距離が10キロ以上なおかつ自宅から4キロ以内にJR駅のない場合。
- ② 特殊な地理条件の場合。(過酷な道路状況、危険な通学状況等)

(4) 不便な公共交通機関利用の場合

公共交通機関を利用しても運行時間や本数などの理由で、学業、部活動等に支障が出る場合。

※(3)・(4)に該当し、(1)・(2)が確認できた生徒には学校までの原付バイク通学、もしくは最寄りの公共交通機関までの原付バイク通学を許可する。

7 アルバイト

(1) アルバイトは学校生活に支障のない範囲で許可する。

希望する生徒は保護者の承諾のもと、ホーム主任を通して生徒部にアルバイト届けを提出して許可を得ること。

(2) 1年生については、原則として1学期期末考査終了までアルバイトは禁止する。

(3) 高校生の立入禁止場所、危険を伴う労働、午後10時以後の労働、宿泊を伴う場合等のアルバイトは禁止する。

(4) 午後10時までには必ず帰宅すること。

(5) 成績不良に陥った場合は、許可を取り消すことがある。

8 生徒指導規定

本校の生徒であって学園の秩序を乱し、その他の生徒としての本分に反した者は指導する。

- (1) 正常な教育活動を妨害した者。
- (2) 正当な理由がなく出席が常でない者。
- (3) 考査中に不正行為を行った者。
- (4) 校舎校具を故意に破損した者。
- (5) 暴力行為、脅迫行為を行った者。
- (6) 喫煙、飲酒、薬物乱用、窃盗、交通違反等、法に触れる行為をした者。
- (7) その他生徒としてふさわしくない行為をした者。